

記入例

簡易な所得額の申立書（扶養義務者用）

【公的年金給付等受給者用】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親分）申請書」、「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」及び「簡易な収入額の申立書（扶養義務者用）」と一緒に提出ください。
- 「簡易な収入額の申立書（扶養義務者用）」の要件を満たさなくても、本申立書の年間所得額（E3）が所得基準額（F）を下回る場合に支給の対象となります。

各項目を確認いただき、氏名をご記入ください

- 本給付金の申請要件に該当しています。
- 年間所得額（E3）が所得基準額（F）を下回ります。
- 控除額が分かる書類（帳簿など）を提出しています。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県・市区町村が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

太枠の中が記入箇所です！

①～⑩の順番に沿って進めてください！

①

令和 4年 8月 10日

申立人氏名 霞 太郎

所得で申し立てしたい方と申請者本人の関係性であてはまるものにチェックしてください。

②

☒ 父母 ☐ 祖父母 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 曾祖父母 ☐ 曾孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 配偶者

「簡易な収入額の申立書」において算出した年間収入額（E）のうち、控除できる金額をご記入ください。（下記の項目以外の控除額は記載不要です。）

項目				金額（単位：円）		注意事項
				万 千 百 十 一		
B2	給与収入	給与収入の額(B)		1 2 6 0 0 0 0		給与収入の額(B)を左の表にあてはめて、該当する控除額をご記入ください。 例 Bの額が3,000,000円の場合 1. 1,800,000以上3,600,000以下の区分です。 2. この区分の控除額はB×0.3+180,000です。 3. 計算すると3,000,000×0.3+180,000より1,080,000となります。
		以上	以下			
		0	650,000			
		650,001	1,625,000			
		1,625,001	1,800,000			
		1,800,001	3,600,000			
C2	事業収入又は不動産収入		3 0 0 0 0 0		令和2年中の事業収入又は不動産収入に係る経費をご記入ください。帳簿もしくは確定申告書などの経費が分かる書類をご提出ください。	
D2	年金収入	年金収入の額(A)		0		年金収入の額(A)を左の表にあてはめてください。 65歳以上の場合は右の表になります。
		以上	以下			
		0	1,300,000			
		1,300,001	4,100,000			
		4,100,001	7,700,000			
X	社会保険料の相当額		8 0 0 0 0		一律で80,000円となります。	
Y	その他の控除額		0		課税証明書などで、以下の控除等がある場合にその合計額を記入してください。 ・雑損控除及び医療費控除 ・小規模企業共済等掛金控除 ・障害者控除及び特別障害者控除 ・勤労学生控除 ・雑損失の繰越控除	

E	年間収入の合計額	4 3 2 0 0 0 0	簡易な収入額の申立書から転記してください。
E2	控除額の合計	1 6 4 0 0 0 0	(A2+B2+C2+D2+X+Y)により算出してください。

（裏面に続きます）

(裏面)

E3	年間所得額 ⑤	2,680,000	E3>Fとなる場合には、 給付金は支給されません。
F	所得基準額 ⑩	2,740,000	

○所得基準額を算出します

扶養義務者が生計を同じくし養っている親族（令和2年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名を、**簡易な収入額の申立書と同様**にご記入ください。

番号	フリガナ 氏名	生年月日	令和2年12月31日 時点の年齢	該当する場合は○を記入 配偶者以外の70歳以上の親族（○）	職員記入欄 ○
1	カスミ ハルオ 霞 春雄	平成22年8月1日	10歳		⑥
2					
3					
4					
5					

上記で記入した人数を
チェックした上で、
あてはまる基本基準額を
エの欄に転記してください。

○の合計数	0
係数	× 60,000円
加算額	0

⑦

⑧

✓	人数	基本基準額
	0人	2,360,000円
✓	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算します。

ウ	加算額合計	0
エ	基本基準額	2,740,000
F	所得基準額 (ウ+エ)	2,740,000

⑨

単位：円

Fの所得基準額を、上にあるF欄に転記してください